

ASEAN+3 緊急米備蓄 (APTERR) について

ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve (APTERR)

1. 目的

- 東アジア地域 (ASEAN10 各国※、日本、中国及び韓国) における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。

※ インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの 10 か国。

2. 枠組み

- APTERR は、現物備蓄 (又は現金備蓄) と申告備蓄から構成され、APTERR 協定の加盟国は、一定量の申告 (イヤマーク) を行う。
 - ・ 現物備蓄
緊急時の初期対応として放出 (迅速な対応として現金備蓄による放出も活用)。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。
 - ・ 申告備蓄
加盟国が保有する在庫のうち、緊急時に放出可能として申告された数量を放出。

3. 経緯

- 2002 年 10 月 ASEAN+3 農林大臣会合「東アジア緊急米備蓄 (EAERR) パイロット・プロジェクト」の開始を承認
- 2004 年 3 月 ~ 2010 年 2 月 パイロット・プロジェクトの実施
- 2012 年 7 月 APTERR 協定発効
- 2016 年 8 月 国際機関として法人格を取得

4. 組織

- 事務局: タイ (バンコク) に設置
- 事務局長: Dr. Choomjet Karnjanakesorn タイ (2022 年 5 月就任)
- 理事会: 年 1 回開催
- 作業部会: 年 1~2 回開催

5. 我が国の貢献

- ①我が国政府米を活用した現物備蓄事業、②我が国の拠出金を活用した現金備蓄事業を通じて、災害対策 (台風、洪水等) や貧困緩和対策を実施。

【現在までの実績】

- ① 現物備蓄事業 [我が国政府米等を活用] 計 8,371 トン (協定発効以降 6,312 トン)
- ② 現金備蓄事業 [現地にてコメ調達] 計 2,067 トン (協定発効以降 1,540 トン)

- アプター協定発効後の支援は以下のとおり。

対象国	実施年月 (備蓄放出要因)
フィリピン	2013 年 10 月 (台風)、2015 年 3 月 (台風)、2016 年 5 月 (台風)、2018 年 1 月 (避難民)、2019 年 9 月 (台風)、2020 年 10 月 (火山噴火)、2021 年 10 月 (新型コロナ)、2022 年 3 月 (台風)、2023 年 7 月 (火山噴火)、2023 年 11 月 (持ち帰り支援)、2024 年 9 月 (干ばつ)
ラオス	2013 年 10 月 (干ばつ)、2014 年 1 月 (洪水)、2018 年 3 月 (洪水)、2022 年 12 月 (洪水・地滑り)、2024 年 10 月 (台風)、2024 年 12 月 (台風、持ち帰り支援)
カンボジア	2016 年 8 月 (干ばつ)、2016 年 10 月 (貧困対策)、2021 年 3 月 (洪水・干ばつ)、2021 年 4 月 (新型コロナウイルス感染拡大)、2023 年 5 月 (洪水・地滑り)、2023 年 10 月 (洪水)
ミャンマー	2018 年 2 月 (地滑り・避難民)、2018 年 8 月 (洪水)、2020 年 3 月 (避難民)、2020 年 11 月 (新型コロナウイルス感染拡大)、2023 年 1 月 (貧困対策等)、2023 年 7 月 (サイクロン)

※ 実施年月は備蓄米の被災者への引渡年月。

※ 上記の他、下記の事業が進行中 (2024 年 12 月 25 日現在)。

- ・ フィリピン: 現物備蓄 (精米 320 トン・加工米飯 2 トン (配備手続き中))
- ・ ラオス: 現物備蓄 (精米 300 トン (配備手続き中))

- 2018 年、我が国とフィリピンの間で、申告備蓄 (Tier1) 事業の実施に係る協力覚書に署名 (1 万トン)。2021 年に同覚書の期間を延長し、本年 (2024 年) 10 月 11 日、同協定を再度延長する改訂覚書に署名。